

令和 6 年 度

砥部町水防計画

砥 部 町

目 次

第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
1 県の責任	3
2 町の責任	3
3 国土交通省の責任	4
4 気象庁の責任	4
5 地元住民の義務	4
第4節 水防計画の作成及び変更	4
第5節 安全配慮	5

第2章 水防組織

1 水防本部の設置	5
2 水防本部の組織及び事務分掌	5

第3章 重要水防箇所

	10
--	----

第4章 予報及び警報

第1節 気象通報	11
1 特別警報の種類と概要	11
2 警報の種類と概要	11
3 注意報の種類と概要	12
別表1	12
別表2	12
別表3	13
4 気象情報	13
第2節 洪水予報	
1 洪水予報指定河川	15
2 洪水予報の種類と発表基準	16
3 洪水浸水想定区域	16
4 洪水予報連絡系統図	17
5 洪水予報文例	18
第3節 水防警報	
1 安全確保の原則	21
2 国土交通大臣の行う水防警報	21

第5章	気象予報等の情報収集	25
第6章	通信連絡	26
第7章	水防施設	28
第8章	水防活動	
第1節	水防活動	
1	準備体制	29
2	情報収集等	29
3	消防団の出動及び水防作業	29
4	関係機関への通知	31
第2節	水防信号	33
第9章	協力及び応援	34
第10章	水防活動報告	35
資料		
○砥部町水防協議会委員名簿		38
○主要官公庁等電話番号一覧表		39

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる砥部町が、同法第33条第1項の規定に基づき、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。）等による水害を警戒防止するとともに、砥部町内における水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な事項を規定し、砥部町における河川、ため池等からの水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって水防の万全を期するものとする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

用 語	意 義
砥部町水防本部	町内における水防を統括するために設置される機関（以下「水防本部」という。）をいう。
水防管理団体	砥部町 水防の責任を有する市町又は水防事務組合若しくは水害予防組合（法第2条第2項）
指定水防管理団体	砥部町 水防上公共の安全に重大な関係にあるもので知事が指定したもの（法第4条）
水防管理者	砥部町長 水防管理団体である市町の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者（法第2条第3項）
消防機関	伊予消防等事務組合消防本部 伊予消防等事務組合砥部消防署（出張所を含む。） 砥部町消防団 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
水防活動	洪水、内水等の場合に河川等の巡視をし、危険な場合には土のうを積んだり、シートを設置する。このような水害の被害を未然に防止・軽減をする活動を総称して水防活動という。
洪水予報	国土交通省又は都道府県の機関は、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。(第 11 条第 1 項)
水防警報	国土交通省又は都道府県知事が、指定河川等について、洪水等による災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第 2 条第 8 項、法第 16 条)
水防警報河川	(1)洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて国土交通大臣が指定し公示した河川 (2)前項以外の河川で洪水により県民経済上相当な損害を生ずるおそれがあると認めて都道府県知事が指定し公示した河川
水防団待機水位 (通報水位)	各水防機関が水防体制に入る水位をいう。(法第 12 条第 1 項)
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団が出動し警戒にあたる目安となる水位をいう。(法第 12 条第 2 項)
避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難勧告等の発令判断の目安となる水位。(法第 13 条)
計画高水位	堤防が耐えられる最高の水位
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域(法第 14 条)
重要水防箇所	洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。過去の実績及び地形、施設の現状から推定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想されるもので、次の条件の一を満たしている場合には、当地域の一連の範囲を含めて重要水防箇所とする。 (1)人家が 100 戸以上ある場合 (2)耕地が 20ha 以上ある場合 (3)人家 50 戸以上かつ耕地が 10ha 以上ある場合 (4)公共施設若しくは重要産業施設がある場合

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。(法第3条の6)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定 (法第4条)
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表 (法第7条第1項及び第7項)
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力 (河川法第22条の2)
- (4) 水防協議会の設置 (法第8条第1項)
- (5) 洪水予報の通知 (法第10条第3項)
- (6) 水位の通報及び公表 (法第12条)
- (7) 水位周知河川の水位情報の通知及び周知 (法第13条第2項及び第3項)
- (8) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知 (法第13条の4)
- (9) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知 (法第14条)
- (10) 大規模氾濫減災協議会の設置 (法第15条の10)
- (11) 水防警報の発表及び通知 (法第16条第1項及び第3項)
- (12) 水防信号の指定 (法第20条)
- (13) 避難のための立ち退き指示 (法第29条)
- (14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示 (法第30条)
- (15) 水防団員の定員の基準の設定 (法第35条)
- (16) 水防管理団体の負担する費用補助 (法第44条)
- (17) 水防に関する必要な報告 (法第47条)
- (18) 水防に関する勧告及び助言 (法第48条)

2 町の責任

町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する (法第3条)。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防組織の確立 (法第3条)
- (2) 水防団の設置 (法第5条)
- (3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 (法第15条)
- (4) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動 (法第17条)
- (5) 警戒区域の設定 (法第21条)
- (6) 警察官の援助の要求 (法第22条)
- (7) 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請 (法第23条)
- (8) 堤防の決壊等の通報、決壊後の処置 (法第25条、法第26条)

- (9) 公用負担（法第 28 条）
- (10) 避難のための立ち退き指示（法第 29 条）
- (11) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (12) 水防計画の作成、都道府県知事に届け出（法第 33 条）
- (13) 水防協議会の設置（法第 34 条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (4) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知（法第 13 条の 4）
- (5) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (9) 特定緊急水防活動（法第 32 条）

4 気象庁の責任

- (1) 気象予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

5 地元住民の義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長より出動を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。（法第 24 条）

第 4 節 水防計画の作成及び変更

毎年、県の水防計画に応じて、水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、水防協議会に諮るとともに、愛媛県知事に届け出るものとする。

第 5 節 安全配慮

水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を常時携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

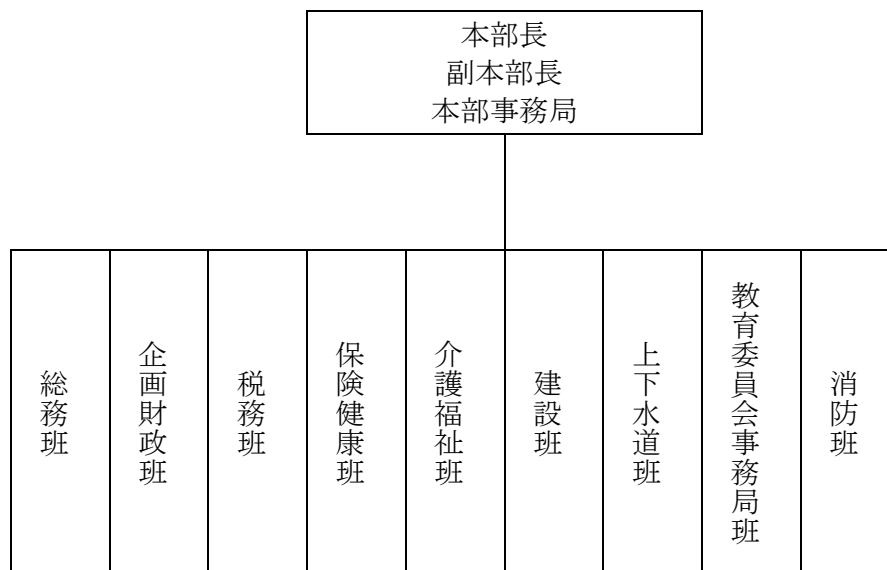
1 水防本部の設置

水防に係る警報・注意報等により、洪水等に対する危険があると町長が認めたときは、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。水防本部が設置されるまでの間は、危機管理室においてその事務を処理する。

2 水防本部の組織及び事務分掌

- (1) 水防本部の事務局は危機管理室に置き、水防本部の組織及び事務分掌は「表1」、「表2」のとおりとする。
- (2) 水防本部の各班長は、その所属職員を指揮監督して防災活動に当たるものとする。
- (3) 水防本部の各班は、「表2」に定める事務分掌のほか、その活動に当たり、次の事項に留意するものとする。
 - ア 各班の所管事項に関する被害状況等の取りまとめに関すること。
 - イ 本部との連絡に関すること。
 - ウ 各班への応援に関すること。

【表 1】



役 名	役 職 名
本部長	町長
副本部長	副町長・教育長
本部事務局	危機管理室員
班長	各課長等
班員	各課員等

【表 2】

班	担当	分掌事務
本部事務局	危機管理室	1 本部の設置及び運営に関すること。 2 本部の庶務に関すること。 3 各班の総合調整に関すること。 4 県、他市町及び関係機関等との連絡調整並びに要請に関すること。 5 災害応急対策の立案に関すること。 6 被害状況等災害資料の作成公表に関すること。 7 気象情報及び被災情報の収集伝達に関すること。 8 職員の動員及び非常招集に関すること。 9 各班の人員配置に関すること。 10 本部長の指示、命令を各班長に伝達すること。 11 避難の指示等に関すること。 12 防災行政無線の運用に関すること。 13 応急公用負担に関すること。 14 本部の代替機能の確保に関すること。 15 受援の統合調整に関すること。

総務班	総務課 議会事務局 会計課 広田支所	1 住民への災害情報の提供及び報道機関への情報提供に関すること。 2 被害状況の取りまとめに関すること。 3 り災証明書の発行に関すること。 4 職員の被災調査、安否の取りまとめに関すること。 5 職員の健康管理に関すること。 6 職員の給食体制の確立に関すること。 7 職員の公務災害保障に関すること。 8 応援職員の受入れについての調整に関すること。 9 災害時の会計事務に関すること。 10 義援金の出納及び保管に関すること。 11 支所管内の情報収集及び報告に関すること。 12 支所防災行政無線の運用に関すること。 13 支所職員の動員に関すること。 14 支所管内関係機関との連絡調整に関すること。 15 その他他班に属さない事項に関すること。
企画財政班	企画財政課 商工観光課 地域振興課	1 避難者の搬送に関すること。 2 物資の要請及び受入れについての調整に関すること。 3 物資の仕分け及び配布に関すること。 4 災害予防、災害応急対策に必要な資機材の輸送に関すること。 5 その他輸送に関すること。 6 被害に伴う予算の編成に関すること。 7 義援金の配分に関すること。 8 商工業、観光施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 9 被災商工業関係者に対する融資に関すること。 10 避難所開設及び運営の協力に関すること。 11 被災状況の写真撮影等記録に関すること。
税務班	税務課 町民課	1 町税の減免、徴収猶予等に関すること。 2 避難所開設及び運営の協力に関すること。 3 住家の被害認定に関すること。 4 物資の仕分け及び配布の協力に関すること。 5 被災地及び避難所における防疫並びに清掃に関すること。 6 ごみの収集及びし尿処理に関すること。 7 被災地域の災害廃棄物の処理に関すること。 8 廃棄物処理施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 9 死体の処理及び埋葬に関すること。
保険健康班	保険健康課	1 避難所、救護所の開設及び運営管理に関すること。 2 避難住民の救護に関すること。 3 医療救護班の編成に関すること。 4 救護用医薬品の確保に関すること。 5 食品の衛生監視に関すること。

介護福祉班	介護福祉課	1 災害救助法の適用に関すること。 2 奉仕団体に対する奉仕協力要請に関すること。 3 災害見舞金の支給に関すること。 4 避難行動要支援者に関すること。 5 応急仮設住宅の調整に関すること。 6 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 7 被災者生活再建支援に関すること。 8 ボランティア災害救助活動の総合調整に関すること。 9 社会福祉施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。
建設班	建設課 農林課	1 公共土木施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2 公営住宅の災害防止、被害状況調査、応急復旧に関すること。 3 公園の保全及び応急復旧に関すること。 4 土木応急復旧資機材の確保に関すること。 5 道路及び交通の確保に関すること。 6 土木技術者の確保、従事者の確保に関すること。 7 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。 8 住宅の応急修理に関すること。 9 被災建築物応急危険度判定に関すること 10 住宅建築の融資に関すること。 11 障害物の除去に関すること。 12 農林業関係（施設を含む。）の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 13 家畜の防疫に関すること。 14 へい死鳥獣の処理に関すること。 15 農薬、肥料、飼料、その他資材等の確保、斡旋に関すること。 16 被災農林業者に対する融資に関すること。 17 銚子ダム関係施設の監視に関すること。 18 避難所開設及び運営の協力に関すること。 19 救援物資の仕分け及び配布の協力に関すること。
上下水道班	（班 長） 上下水道課	1 下水道の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2 樋門の閉鎖及び樋門の水位観測に関すること。 3 飲料水及び生活用水の確保並びに供給の調整に関すること。 4 水道施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 5 断水情報の提供に関すること。 6 水道の衛生維持に関すること。 7 避難所開設及び運営の協力に関すること。
教育委員会 事務局 班	学校教育課 社会教育課 子育て支援課	1 教育施設、文化財、生涯学習施設、児童福祉施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2 学校及び保育所給食施設の保全及び保健衛生に関すること。

		3 応急教育及び応急保育に関すること。 4 被災児童生徒の救護及び支援に関すること。 5 学用品及び教科書の調達配分に関すること。 6 社会教育団体への奉仕協力要請に関すること。 7 避難所開設及び運営の協力に関すること。 8 被災者並びに救助活動等に従事する者に対する炊き出しに関すること。 9 救援物資の仕分け及び配布の協力に関すること。
消防班	伊予消防等事務 組合砥部消防署 ・出張所・消防 団	1 消防施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2 応急公用負担に関すること。 3 緊急必要資材等の確保補給に関すること。 4 消防機関との連絡調整に関すること。 5 消防団員、消防職員の非常参集に関すること。 6 消防活動に関する指令伝達に関すること。 7 消防応援要請に関すること。 8 災害現場等の災害情報接受に関すること。 9 水火災予防及び消防広報に関すること。 10 被害の原因及び調査に関すること。 11 被災者の救助に関すること。 12 行方不明者の捜索に関すること。 13 死体の捜索及び収容に関すること。 14 避難者の誘導に関すること。 15 災害現場での活動に関すること。 16 警戒区域の設定に関すること。 17 災害通信に関すること。 18 被災地、避難所付近の交通整理に関すること。

※各班の班長は、状況に応じて班員を計画的に配置し、的確かつ迅速に事務を処理する。

※その他の公共施設については、所管課において応急復旧、被災調査を行う。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は次のとおりとする。

1 重要水防箇所（中予地方局建設部）

河川名	箇所	場所	延長	被害予想 区域	所轄分団	避難場所
永立寺川	左右岸	宮内	左 30m 右 30m	宮内	第 4 分団	宮内小学校
玉谷川	左右岸	総津	左 70m 右 170m	総津	第 13 分団	ひろた交流 センター

2 重要水防箇所（国土交通省松山河川国道事務所）

河川名	箇所	場所	重要水防箇所	被害予想 区域	所轄分団	避難場所
重信川	左岸	松前町 中川原	左 800m	八倉 重光	第 1・2・3 分団	麻生小学校
〃	〃	八倉	左 1,100m	〃	〃	〃
〃	〃	重光	左 400m	〃	〃	〃
〃	〃	拾町	古樋樋門	拾町	〃	〃
〃	〃	高尾田	重信橋	高尾田 八瀬	〃	〃

3 砥部町

河川名	箇所	場所	延長	被害予想 区域	所轄分団	避難場所
砥部川	左岸	川上	50m	川上	第 10 分団	砥部小学校
〃	〃	川中	50m	川中	〃	〃

第4章 予報及び警報

第1節 気象通報

松山地方気象台長は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を四国地方整備局長及び愛媛県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けていない。

松山地方気象台が発表する気象通報のうち、水防上必要なものは次のとおりである。

1 特別警報の種類と概要（発表基準は別表1に示す。）

特別警報の種類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けていない。

2 警報の種類と概要（基準値は別表2に示す。）

警報の種類	概 要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

3 注意報の種類と概要(基準値は別表3に示す。)

注意報の種類	概 要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

【特別警報の種類と基準】(別表1)

特別警報の種類	基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

※ 発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

【大雨注意報・警報発表基準】(別表2)

注意報	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨注意報	8	93
大雨警報	15	136
【備考】 ※ 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化している。 ※ 土壌雨量指数は、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化している。		

【洪水注意報・警報発表基準】(別表3)

注意報	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数,流域雨量指数) の組み合わせによる基準値	指定河川洪水予報による基準
洪水注意報	砥部川流域=13.1 玉谷川流域=6.6	砥部川流域=(5, 12.1) 玉谷川流域=(5, 6.6)	重信川 [出合]
洪水警報	砥部川流域=16.4	砥部川流域=(5, 14.7)	重信川

	玉谷川流域=8.3	玉谷川流域=(5, 7.4)	[出合]
【備考】 ※ 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ出る量を数値化している。 ※ 複合基準は2つの指標(表面雨量指数と流域雨量指数)による基準を示す。例えば、「砥部川流域=(5, 12.1)」であれば、「表面雨量指数5以上かつ流域雨量指数12.1以上」を意味する。 ※ 指定河川洪水予報は、河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決め、水位または流量を示した洪水の予報を行う。			

4 気象情報

気象の予報などについて、一般および関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。

- (1) 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの(台風や大雨などに関する情報)
- (2) 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの
- (3) 顕著な大雨に関する情報及び記録的短時間大雨情報

顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときの、より一層の警戒を呼びかけるもの。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する情報」を発表する。また、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるときには、「記録的短時間大雨情報」という情報を発表する。雨量基準は、以下のとおり。

雨量基準	記録的短時間大雨情報(1時間雨量)
	100mm 以上

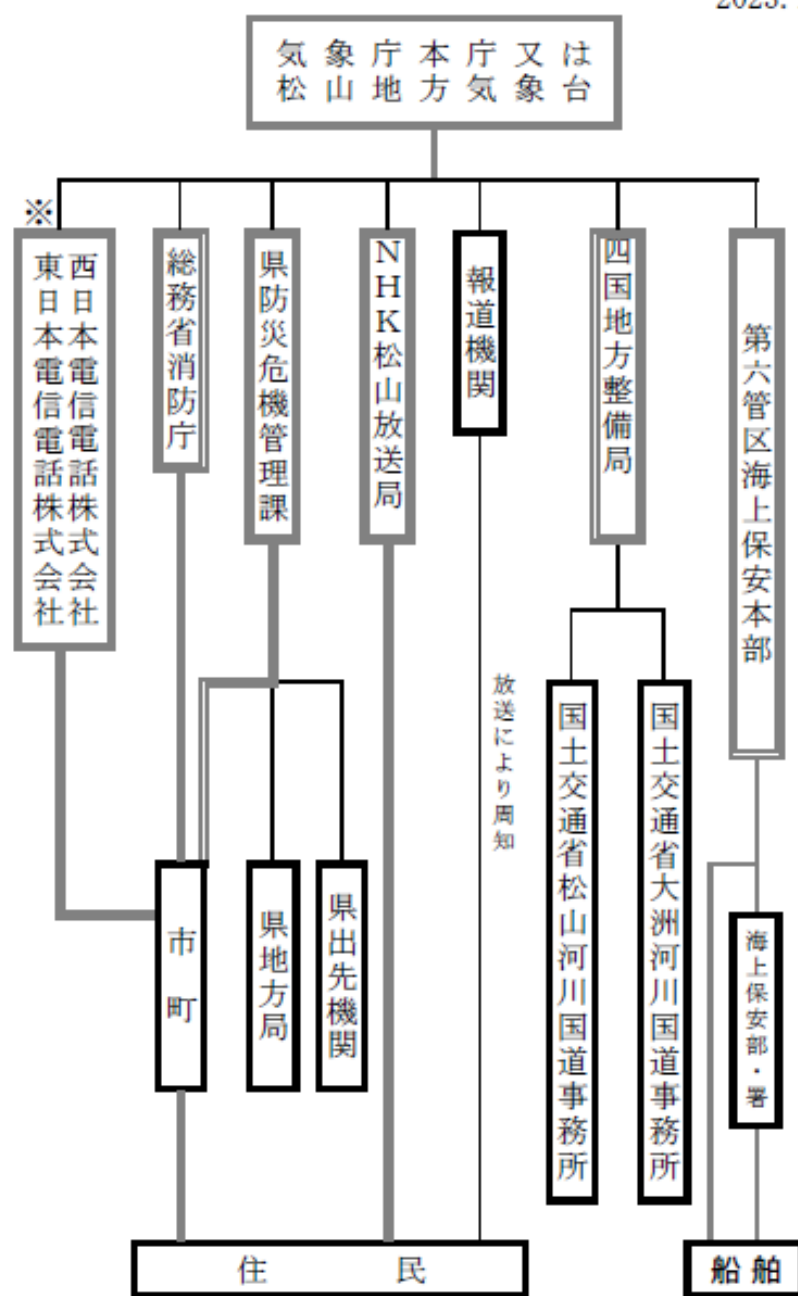
- (4) 土砂災害警戒情報

大雨警報の発表後、大雨による土砂災害の危険度が高まった時、市町名を特定して発表する情報(愛媛県と松山地方気象台が協議のうえ共同で発表。)

- (5) 少雨、長雨、低温など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの
- (6) その他の気象情報の種類としては、潮位に関する情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報などがある。なお、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報に分けられる。

特別警報・警報・注意報の伝達系統図（松山地方気象台）

2023. 12. 27現在



※印は警報のみ。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注) 第六管区海上保安本部には広島地方気象台から伝達する。

第2節 洪水予報

1 洪水予報指定河川

国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報の指定河川

(1) 洪水予報の実施区間

水系名	河川名	区 域
重信川	重信川	左岸 東温市下林字五反地 900 番の 1 地先 から海まで 右岸 東温市見奈良柳原 25 番地先

(2) 洪水予報の対象とする基準水位観測所

河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (危険水位) (m)	計画 高水位 (m)
		消防団が 出動のため に待機する 水位	水防活動 を行う指標 となる水位 であり、消防 団が出動する 水位	高齢者等 避難発令の 目安となる 水位	避難指示の 発令判断の 目安となる 水位	堤防が耐え られる最高 の水位
重信川	出合	2.00	3.00	4.60	5.10	5.94

(3) 洪水予報の通知

河川名	基準水位 観測所	洪水予報の通知		
		発報担当者	受報担当者	連絡方法
重信川	出合	国土交通省 松山河川国道 事務所長	県河川課長	予警報作成システム (E-mail) 多重回線 (FAX) 又は専用電話

(4) 洪水予報の通知を受けた愛媛県知事の水防管理者への通知

河川名	通知にかかる事項の通知		連絡方法
	発報担当者	受報関係担当者	
重信川	県河川課長	中予地方局建設部長を通じ、松山市長、 東温市長、伊予市長、松前町長及び 砥部町長	FAX及び E-mail

2 洪水予報の種類と発表基準

種 類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 または 「氾濫発生情報 (氾濫水の予報)」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警報情報解除)」	・ 氾濫危険情報または、氾濫警戒情報を発表中に避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報 解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は、氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

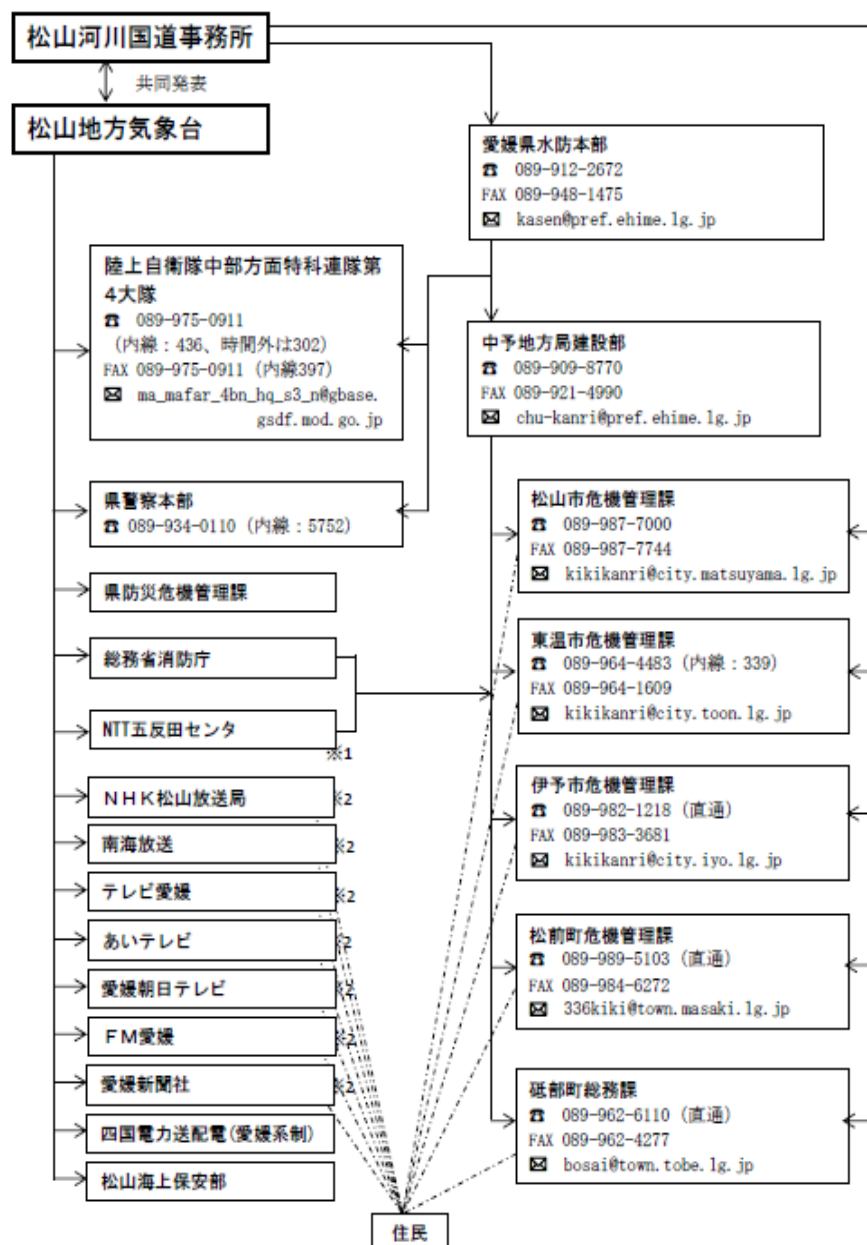
※ 堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、上表によらずに洪水予報を発表することができる。

3 洪水浸水想定区域

河川名	洪水浸水想定区域
重信川	松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町

4 洪水予報連絡系統図

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所と松山地方気象台が
共同して行う**重信川の洪水予報**伝達系統図（出合水位観測所）



※1 各日本電信電話株式会社への伝達は「洪水警報」の発表と解除のみ

※2 インターネット防災情報提供システムによる伝達

5 洪水予報文例

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 松山河川国道事務所 気象庁 松山地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

しげのぶがわ

重信川 氾濫注意情報

重 信 川 洪 水 予 報 第 ○ 号
 洪 水 注 意 報 (発 表)
 令和○○年○○月○○日○○時○○分

まつやまかきんこくどうじむしょ

まつやまちほうきしやうだい

松山河川国道事務所 松山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】^{しげのぶがわ}重信川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

しげのぶがわ であい

いよぐんまききやう

【警戒レベル2相当】重信川の出合水位観測所（伊予郡松前町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に○ミリの雨が降っています。

今後この雨は降り続く見込みです。

流域	○日○時○分～○日○時○分 までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分 までの流域平均雨量の見込み
重信川流域	○ミリ	○ ミリ

(水位)

重信川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
出合 水位観測所 (伊予郡松前町)	○日 00 時 00 分の状況	1.17 -				
	○日 01 時 00 分の予測	*** -				
	○日 02 時 00 分の予測	*** -				
	○日 03 時 00 分の予測	*** -				
	○日 04 時 00 分の予測	*** -				
	○日 05 時 00 分の予測	*** -				
	○日 06 時 00 分の予測	*** -				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	出合水位観測所	水位観測所	水位観測所
	伊予郡松前町		
レベル4水位 氾濫危険水位※	5.10		
レベル3水位 避難判断水位※	4.60		
レベル2水位 氾濫注意水位※	3.00		
レベル1水位 水防団待機水位※	2.00		
受け持ち区間	重信川 左岸 東温市下林から海 右岸 東温市見奈良から海		
氾濫が発生した場合の想定 区域	愛媛県松山市 素鷲、雄郡、味生、生石、垣生、余土、久米、浮穴、 石井、荏原 愛媛県伊予市 八倉、宮下、上野、下吾川、灘町、米湊、湊町、尾崎 愛媛県東温市 北野田、南野田、牛淵、田窪、見奈良、上村、下林、 吉久 愛媛県伊予郡松前町 南黒田、北黒田、宗意原、新立、本村、筒井、社宅、 徳丸、中川原、出作、神崎、鶴吉、横田、大溝、永田、 東古泉、大間、上高柳、恵久美、昌農内、西高柳、西 古泉、北川原、塩屋 愛媛県伊予郡砥部町 高尾田、麻生、拾町、重光、八倉		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を
水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水 位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/

問い合わせ先

水位関係： 国土交通省松山河川国道事務所工務第一課

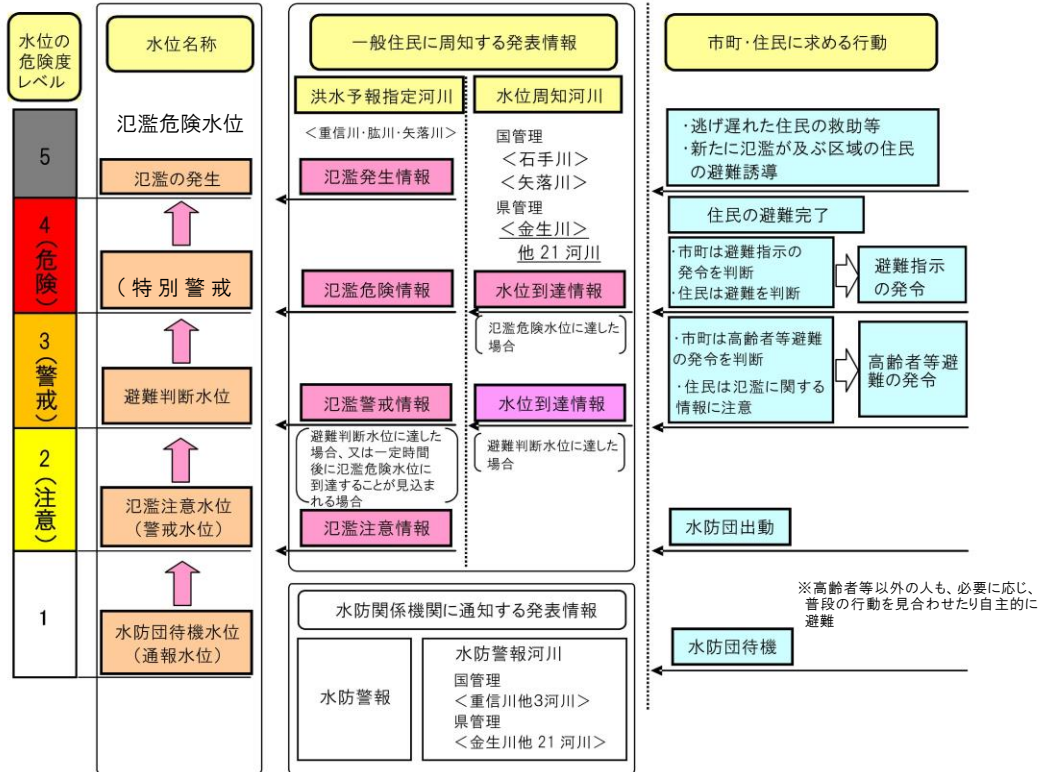
電話：089-972-0206 (内線) 338

気象関係： 気象庁松山地方気象台

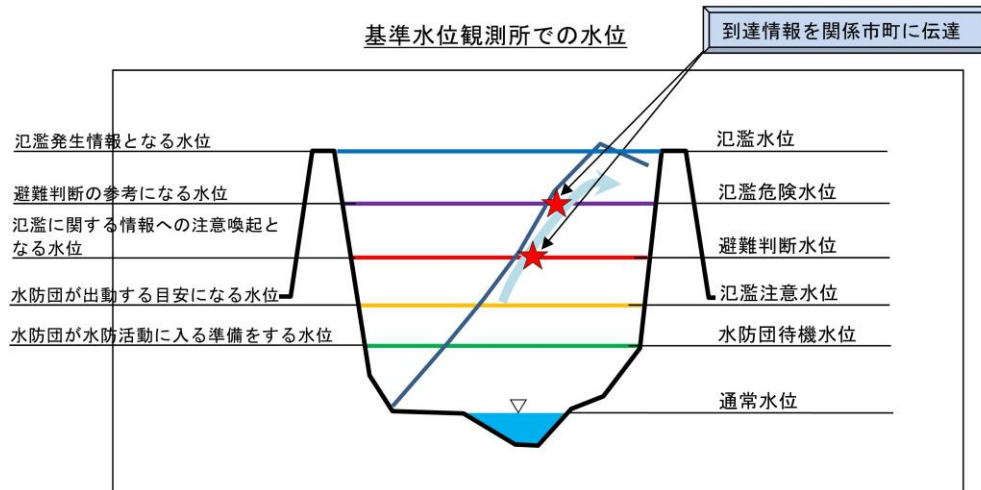
電話：089-941-0012

(参考)

水位情報の概念



基準水位観測所での水位



第3節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動も予測されるため、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

2 国土交通大臣の行う水防警報

(1) 水防警報発表の基準

水防警報発表の基準は、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水し災害が発生するおそれがあると認めたとき。

種 類	発令基準	内 容
待機	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき。	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの
準備	水位 2.0 メートルに達し、なお、上昇のおそれがあるとき。	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出動	水位 3.0 メートルに達し、なお上昇のおそれがあるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	水防作業を必要としなくなったとき	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの

(2) 水防警報を行う河川名及び区域

河川名	区 域
重信川	左岸 東温市下林五反地 900 番の 1 地先(表川合流点)から海(河口)まで 右岸 東温市見奈良柳原 25 番地先(表川合流点)から海(河口)まで

(3) 水防警報の対象とする基準水位観測所

河川名	基準水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫注意 水位 (警戒水位)
重信川	出合	2.0 メートル	3.0 メートル

(4) 水防警報の通知

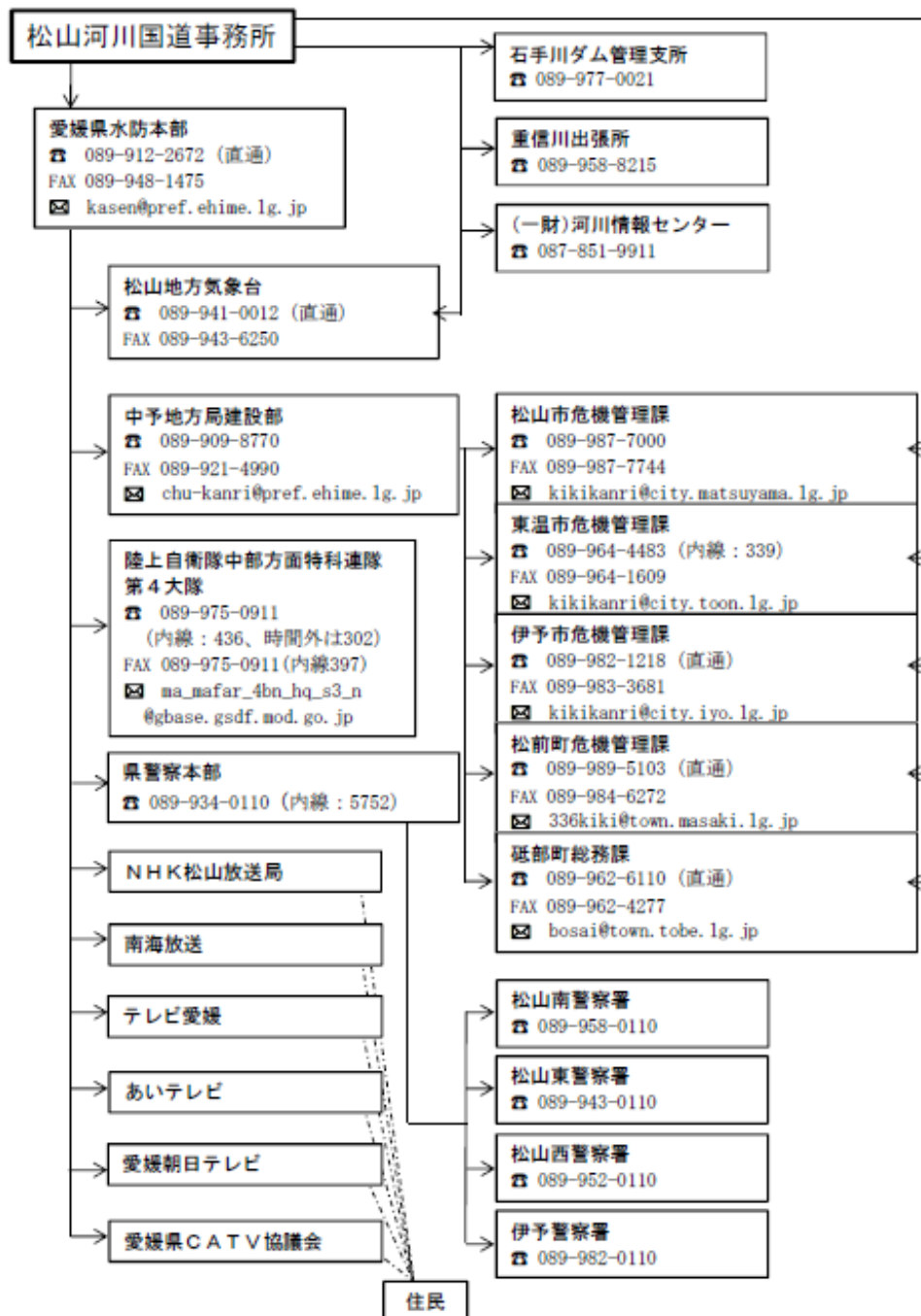
河川名	基準水位 観測所	洪水予報の通知		
		発報担当者	受報担当者	連絡方法
重信川	出合	国土交通省 松山河川国道 事務所長	県河川課長	専用回線 (FAX) 又は一般加入電話 又は E-mail

(5) 国土交通大臣が行う水防警報の警報事項の通知を受けた愛媛県知事が行う水防関係機関への通知

河川名	警報事項の通知		連絡方法
	発報担当者	受報関係担当者	
重信川	県河川課長	中予地方局建設部長を通じ、松山市長、東温市長、伊予市長、松前町長及び砥部町長。県警本部警備課長、松山地方気象台、NHK 松山拠点放送局報道課長、南海放送、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレビ報道部長、愛媛県 CATV 協議会及び陸上自衛隊第 14 特科隊長。	FAX 及び E-mail

(6) 水防警報伝達系統図

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所の行う
重信川の水防警報伝達系統図 (重信川：出合水位観測所)



(7) 水防警報発表様式

水防警報（出動）

重信川	出合水位観測所	第○号
-----	---------	-----

令和○年○月○日○時○分

国土交通省 松山河川国道事務所発表

【現 況】

重信川の出合水位観測所（伊予郡松前町）の水位は、○日○時○分現在○. ○mです。

【発 表】

水防機関は出動してください。

松山河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
湯渡				
出合			○	

(参考)

重信川 出合水位観測所（伊予郡松前町）

（受け持ち区間は 重信川左岸：東温市下林から海、右岸：東温市見奈良から海）

問い合わせ先

国土交通省 松山河川国道事務所 調査第一課 電話：089-972-0612 (内線) 353

(参考)

出合【愛媛県伊予郡松前町】

計画高水位 : 5.94m

氾濫危険水位 : 5.10m

避難判断水位 : 4.60m

氾濫注意水位 : 3.00m

水防団待機水位 : 2.00m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから
	https://www.river.go.jp/

第5章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量及び河川の水位等については、以下のホームページから確認することができる。

(1) 気象情報

「気象庁ホームページ」

<https://www.jma.go.jp/>

(2) 雨量・河川水位

「川の防災情報」

<https://www.river.go.jp/>

(3) その他

- ・川の水位が上昇した時に水位情報が提供される危機管理型水位計は下記のホームページで閲覧が可能である。

「川の水位情報」

<https://k.river.go.jp>

※ 危機管理型水位計町内設置箇所

河川名	水位計名	地 区	観測開始 年月日	所轄地方局建設部
砥部川	学園橋	岩谷口	R1.8.30	中予地方局建設部
玉谷川	地藏橋	総 津	〃	〃

- ・テレメータにより収集された県内(国土交通省、気象庁、県等)の雨量・河川水位・ダム諸量等及び県水防警報河川における河川状況（静止画像）は、下記のホームページで閲覧が可能である。

「愛媛県河川・砂防情報システム」

<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosya/>

- ・愛媛県河川情報アラームメール(えひめ河川メール)は、あらかじめ利用登録されたユーザーに対し、愛媛県が取り扱う県内の雨量・河川水位や県管理ダムの放流情報を配信するサービスである。利用にあたっては、携帯電話やパソコン等から下記にアクセスし登録可能である。

「愛媛県河川情報アラームメールサービス」

<http://www.kasenalarm.pref.ehime.jp>

第6章 通信連絡

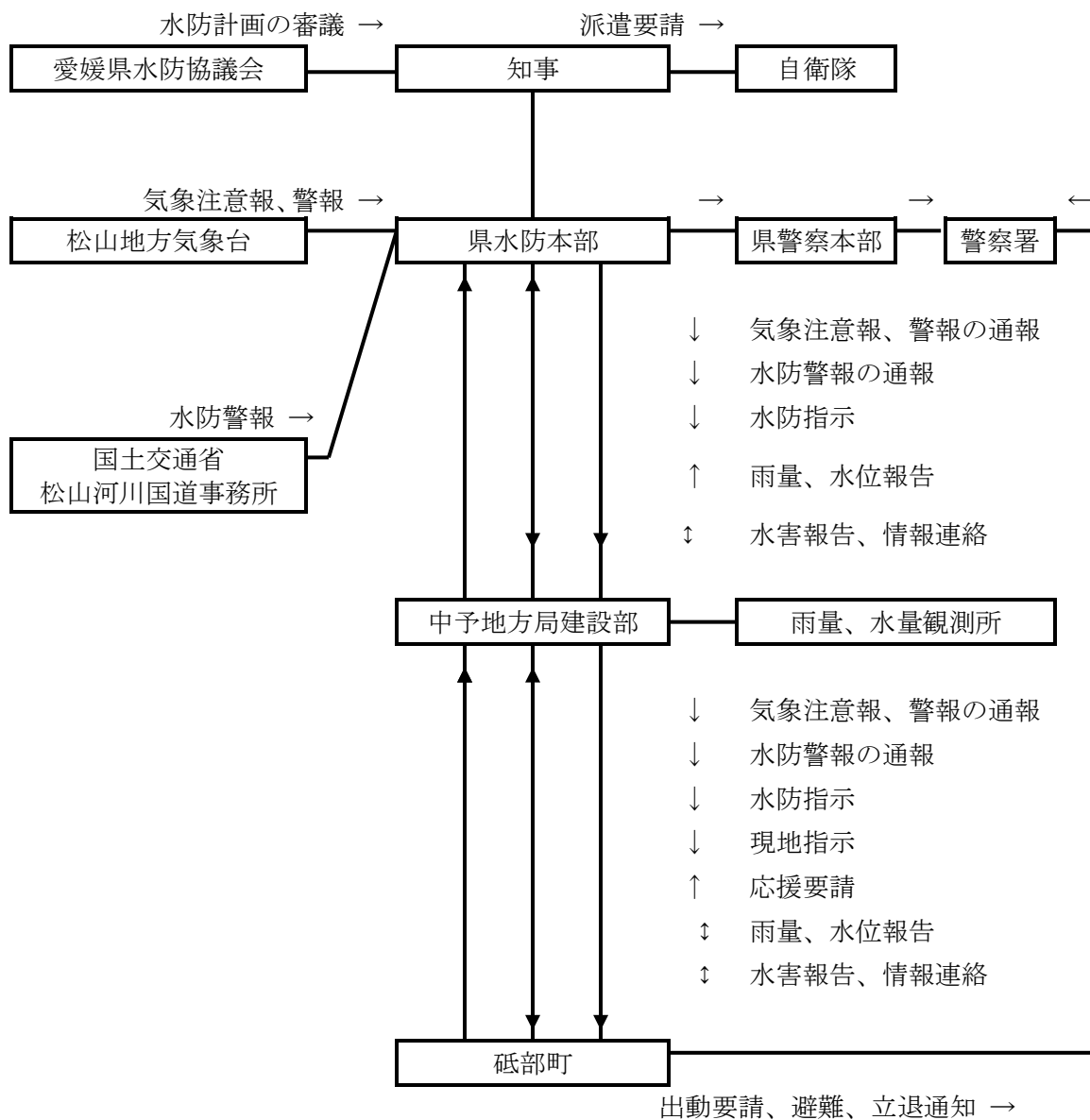
第1節 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話及び無線電話の通信系統は、以下のとおりである。

(1) 関係機関の窓口

機 関 名			電話番号
国	国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所	河川管理課 調査第一課	089-972-0034(代表)
			089-972-0270(管理)
			089-972-0612(調査)
県	愛媛県水防本部 (土木部河川港湾局河川課)		089-912-2670
	愛媛県中予地方局建設部管理課		089-943-4826(代表)
			089-909-8770(直通)
町	砥部町水防本部		089-962-2323(代表)

(2) 水防関係機関の連絡系統



第7章 水防施設

町内の水防倉庫及び備蓄資器材は、次のとおりである。

水防倉庫の管理者は、危機管理室長とし、適時資機材の出納及び品質に関する点検を実施するものとする。

名称	重光 水防倉庫	高尾田 水防倉庫	役場 水防倉庫	広田 防災倉庫	玉谷 水防倉庫	高市 水防倉庫	消防署 土のう倉庫	合計
土のう袋			170 枚	171 枚	200 枚	800 枚	1,200 枚	2,541 枚
縄		4 巻	2 巻	2 巻				8 巻
鉄線		10 kg	30 kg	20 kg				60 kg
ロープ		2 巻	39 巻	1 巻				42 巻
丸太	11 本	61 本	11 本	5 本				88 本
ビニールシート			25 枚	9 枚				34 枚
スコップ		2 丁	17 丁	2 丁	5 丁	6 丁	45 丁	77 丁
かま			13 丁	4 丁				17 丁
ノコ		1 丁	10 丁	6 丁				17 丁
おの・なた		1 丁	6 丁					7 丁
掛矢		3 丁	9 丁					12 丁
ハンマー			3 丁	4 丁				10 丁
ペンチ			6 丁	3 丁				9 丁
くわ	4 丁	1 丁	3 丁					8 丁
つるはし			7 丁	3 丁				10 丁
クリッパー		2 丁	3 丁					5 丁
じょれん		10 丁	9 丁	10 丁				29 丁
発電機				5 台				5 台
照明灯			1 個	3 個				4 個
しの			1 丁					1 丁
雁爪		4 丁	1 丁	1 丁				6 丁
金槌			2 丁					1 丁
鋼杭	95 本							71 本
たこ	10 丁							10 丁

(令和6年4月1日現在)

※ 真砂土は、砥部消防署・ひろた町民グラウンドにて保有

第8章 水防活動

第1節 水防活動

1 準備体制

町長は、今後の気象状況によっては水防本部の設置が必要になると判断したときは、危機管理室員、建設課員による準備体制をとるものとする。その他の職員については、職場又は自宅等に待機させるなど、所在を明らかにさせておくものとする。

2 情報収集等

(1) 情報の収集

準備体制においては、気象の情報、河川の状況、溜め池の状況等についての調査及び情報収集に努めるものとする。

(2) 本部要員の非常参集

本部要員は、本部業務開始の命令を受けたときは、直ちに本部に参集し水防本部長の指揮を受けるものとする。

(3) 巡視

水防本部長は、本部業務を開始したときは、直ちに消防団長を通じ水防受持区域の消防団分団長に対してその情報を通知し、河川及び溜め池、水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

消防団分団長は、迅速かつ安全に任務を遂行できるよう、分団員を計画的に配置しなければならない。

(4) 巡視状況の報告

消防団分団長は、巡視の状況について適宜本部に報告するものとする。

(5) 住民及び消防団等への周知

水防信号を含め、周知は防災行政無線により行う。

3 消防団の出動及び水防作業

(1) 消防団の出動

水防本部長は、次に示す基準により命令を出し水防活動を適切に行わせるものとする。

出動準備

ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇の恐れがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。

イ 豪雨、地震等により決壊、漏水、がけくずれ等の恐れがあり、出動の必要が予想されるとき。

ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水の危険が予想されるとき。

出動

- ア 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。
- イ 決壊、漏水、崖崩れ等の恐れが生じたとき。
- ウ 洪水の危険が生じたとき。

受持区域

消防団各分団の受持区域は次のように定める。ただし、消防団長は、必要に応じて受持区域を変更し、他の分団の水防活動を応援させるものとする。

区 分	団員数	水 防 受 持 区 域
第 1 分団	21 名	八倉 拾町 重光 田ノ浦
第 2 分団	20 名	高尾田 麻生 県団地 八瀬 上野
第 3 分団	20 名	上原町 原町 三角 南ヶ丘 南ヶ丘北
第 4 分団	21 名	宮内 千足 山並 永立寺 上南台 さかえ 幸田
第 5 分団	21 名	川井 頭ノ向 七折 大角蔵 川井団地 大畑 あかがね
第 6 分団	19 名	射場 戎 中通 上ノ山 北川毛 向南台 富士
第 7 分団	20 名	五本松 外山 鵜ノ崎
第 8 分団	16 名	大谷 客 久保田 天神
第 9 分団	20 名	岩谷口 岩谷 大平
第 10 分団	18 名	川上 川中 川下 万年 二ツ木 立野 千里
第 11 分団	20 名	満穂 篠谷 玉谷 大内野
第 12 分団	8 名	多居谷 仙波
第 13 分団	22 名	総津 中野川
第 14 分団	7 名	高市
女性分団	17 名	全域

(2) 水防作業

- ア 命令なくして勝手に部所を離れ、勝手に判断して水防作業を中止また終えてはならない。
- イ 言動に注意し、みだりに『越水』とか『決壊』等の想像による言動をしてはならない。
- ウ 命令及び情報の伝達は慎重を期し、迅速かつ正確に行われなければならない。
- エ 工法については、堤防の組成材料、流速、法面等の状態を考慮して最も有効でしかも使用材料が付近で得やすい工法を施工する。

4 関係機関への通知

(1) 水防本部長は、次の事項については、中予地方局建設部に通知するものとする。

ア 消防団が水防のために出動したとき

イ 堤防等に異常を発見したとき

ウ 水防作業を開始したとき

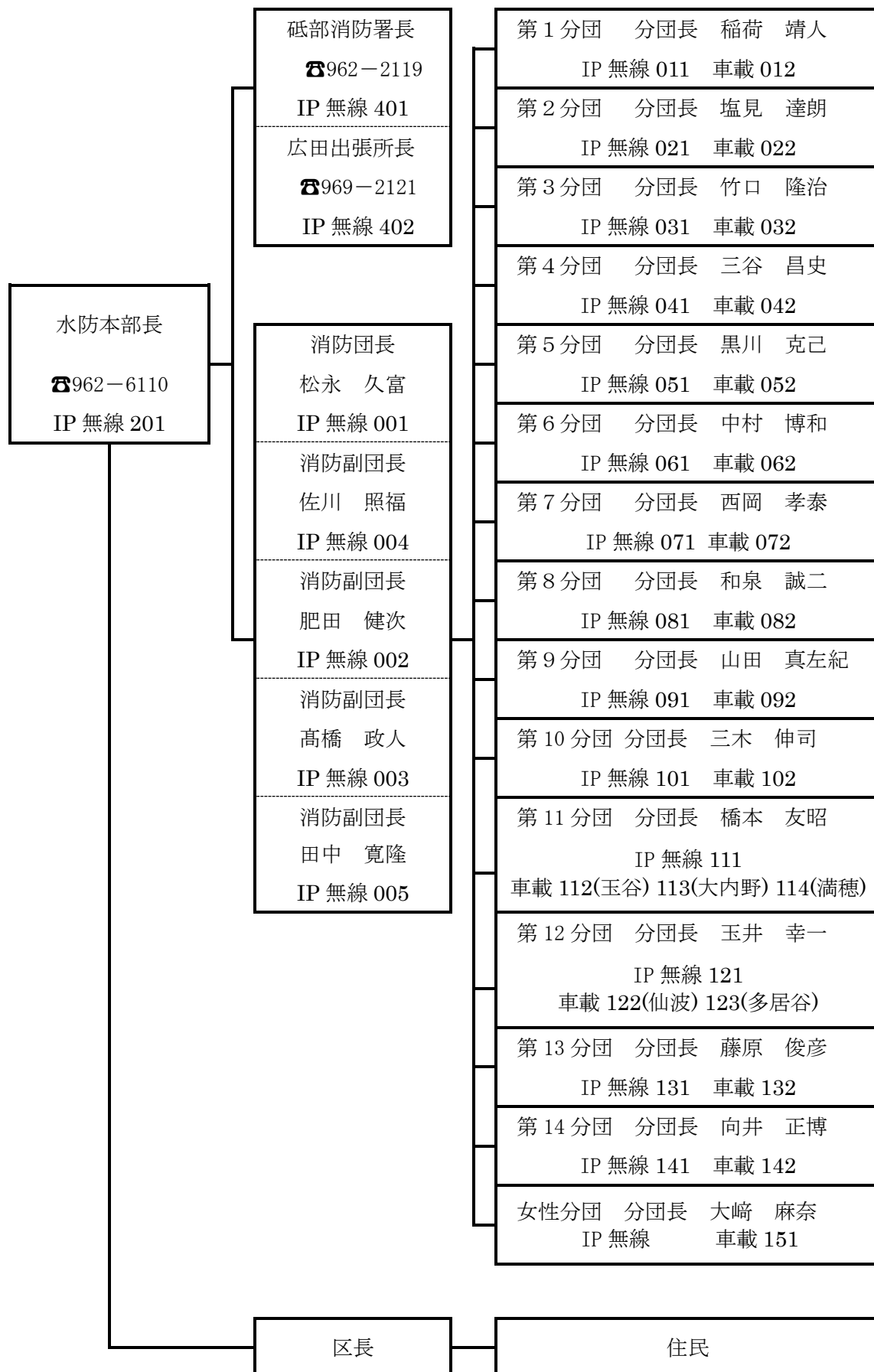
エ 応援を求めるとき

オ 立ち退き避難を指示したとき

カ 水防本部を設置したとき

※ 立ち退き避難を指示したときは、松山南警察署にも通知するものとする。

(2) 水防活動に関する連絡系統



第2節 水防信号

水防信号は、愛媛県水防信号規則（昭和25年規則第57号）の規定に基づき次のとおり行うものとする。

信号表

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○—休止 ○—休止 ○—休止	約15秒 約15秒 ○約5秒 ○約5秒 ○約5秒 休止 休止
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○ ○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約6秒 約6秒 ○約5秒 ○約5秒 ○約5秒 休止 休止
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約5秒 約5秒 ○約10秒 ○約10秒 ○約10秒 休止 休止
第4信号	乱打	約5秒 約5秒 ○約1分 ○約1分 休止 休止

備考

- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 サイレン信号の後に措置事項を放送するものとする。
- 4 危険が去ったときは、防災行政無線により周知するものとする。

（1）水防信号の発令時及びその措置

区 分	発 令 時	措 置 事 項
第1信号	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	一般住民に周知するとともに消防団員を詰所等に招集し水防活動の準備及び河川等の巡視にあたらせる。
第2信号	洪水等の恐れが生じたとき。	受持区域に該当する消防団員に水防作業にあたらせる。
第3信号	堤防等の決壊、またこれに準ずべき事態が発生したとき。	消防団各分団員のほかに必要に応じ区長を通じ一般住民の出動を求める。

第4信号	洪水が著しく切迫し区域内の住民を避難させる必要があるとき。	松山南警察署に通報し一般住民を避難場所に誘導する。
------	-------------------------------	---------------------------

第9章 協力及び応援

1 河川管理者の協力

(河川管理者四国地方整備局長の協力事項)

河川管理者四国地方整備局長は、自らが管理する重信川水系において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (4) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- (5) 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）
- (6) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

(河川管理者愛媛県知事の協力事項)

河川管理者愛媛県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防区域の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (4) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- (5) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

第10章 水防活動報告

- (1) 各分団長は、水防活動終了後2日以内に次の様式による水防活動実施報告書を町長に提出しなければならない。
- (2) 町長は、前項の報告書を取りまとめ、速やかに活動実施の翌月5日までに中予地方局建設部長に提出するものとする。

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

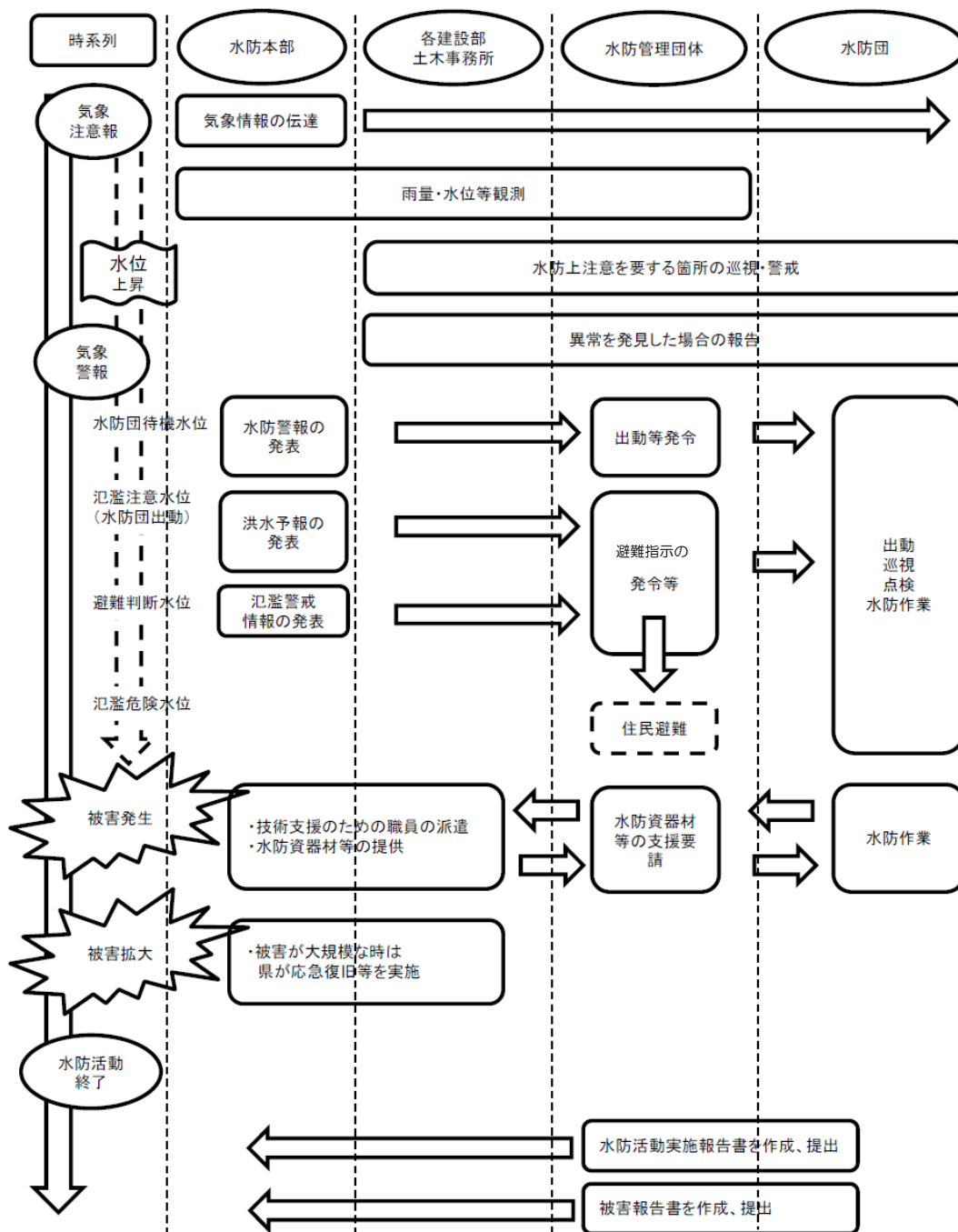
出 水 の 概 況	川	水位	m (	水位観測所	日 時)
		雨量	mm (	雨量観測所	日 時)
実施箇所	川	左岸	地先	m	
		右岸			
日 時	自	月 日	時	至	月 日 時
出 動 人 員	水防団員	消防団員	その他	合 計	
	人	人	人	人	
概 況 及び工法	工 法				
効 果 及 び 被害状況					
使 用 資器材	土のう		居 住 者 の 出 動 状 況		
	シート				
	ロープ				
	木杭		水防関係者の 死 傷		
	鉄杭				
	その他				
備 考					

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動実施報告書

〇〇年台風〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・ 〇年〇月〇日～〇日)		
〇概要 〇〇市消防団は 〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。		
活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
水防活動又は 被害状況写真	水防活動又は 被害状況写真	水防活動実施箇所 地図
〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工	
水防活動又は 被害状況写真	水防活動又は 被害状況写真	
〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輸工	〇〇地区の浸水被害	

水防活動



砥部町水防協議会委員名簿

会	長	砥	部	町	長	佐	川	秀	紀
委	員	副		町	長	岡	田	洋	志
	〃	教		育	長	大	江	章	吾
	〃	議	会	議	長	三	谷	喜	好
	〃	議	会	副 議	長	原	田	公	夫
	〃	総務産業建設常任委員	長			面	岡	利	昌
	〃	区 長	会	長		西	岡	浩	二
	〃	消 防	団	長		松	永	久	富
	〃	消 防 団	副 団	長		佐	川	照	福
	〃		〃			肥	田	健	次
	〃		〃			高	橋	政	人
	〃		〃			田	中	寛	隆
	〃	松山南警察署砥部交番				大	西	貴	博
	〃	松山南警察署広田駐在所				本	田	隆	哉
	〃	松山南警察署警備課警備上席係	長			中	田	明	大
	〃	砥 部 消 防 署	長			宮	脇	孝	雄
	〃	砥部消防署広田出張所	長			松	本	明	
	〃	総 務 課	長			松	田	勲	
	〃	広 田 支 所	長			藤	岡	毅	
	〃	建 設 課	長			門	田	作	

主 要 官 公 庁 等 電 話 番 号 一 覧 表

名 称	電 話 番 号	備 考
砥 部 町 役 場	9 6 2 - 2 3 2 3	
砥 部 町 役 場 広 田 支 所	9 6 9 - 2 1 1 1	
国土交通省松山河川国道事務所	9 7 2 - 0 0 3 4	
〃 重 信 川 出 張 所	9 5 8 - 8 2 1 5	
松 山 地 方 気 象 台	9 4 1 - 0 0 1 2	
愛 媛 県 庁 水 防 本 部	9 1 2 - 2 6 7 0	土 木 部 河 川 課
中 予 地 方 局 建 設 部	9 0 9 - 8 7 7 0	
松 山 南 警 察 署	9 5 8 - 0 1 1 0	
〃 砥 部 交 番	9 6 2 - 2 1 3 5	
〃 広 田 駐 在 所	9 6 9 - 2 2 0 0	
伊予消防等事務組合消防本部	9 8 2 - 0 1 1 9	
〃 砥 部 消 防 署	9 6 2 - 2 1 1 9	
〃 砥部消防署広田出張所	9 6 9 - 2 1 2 1	
砥 部 小 学 校	9 6 2 - 2 0 3 0	
宮 内 小 学 校	9 6 2 - 2 0 7 2	
麻 生 小 学 校	9 5 6 - 0 5 1 6	
砥 部 中 学 校	9 6 2 - 2 0 0 8	
広 田 小 学 校	9 6 9 - 2 4 1 7	
松 山 南 高 校 砥 部 分 校	9 6 2 - 4 0 4 0	
砥 部 町 文 化 会 館	9 6 2 - 7 0 0 0	
松 山 市	9 4 8 - 6 7 9 3	
伊 予 市	9 8 2 - 1 2 1 8	
東 温 市	9 6 4 - 4 4 8 3	
松 前 町	9 8 9 - 5 1 0 3	